

会計監査人と資本市場の監視機能

— 会計不正と訴訟の事例 —

Financial Gatekeepers of Capital Market-Fraudulent Financial Reporting and Lawsuits

木村 敏夫*

Toshio Kimura

資本市場は会計監査人等に財務情報の保証を期待するが企業による会計不正が厳然に存在する。会計不正は法規制、自主規制等の整備を再構築されるが、会計不正は後を絶たず、株主等による訴訟を生む。訴訟は、会計不正の実体を明確にすることから、訴訟の検証は、会計不正の監視、監査等の制度設計に不可欠で在る。但し、制度設計は可能であるが、仕組みを運営する人が課題で在る。

キーワード：会計監査人、会計不正、株主代表訴訟、損害賠償訴訟

問題の所在

「会計不正」は既存の企業会計の枠組みから作成される財務情報を意図的に歪める行動で在る。財務情報は企業実態を乖離させる。会計不正が生じる度に、経済社会は資本市場等に財務情報の適正性を確保する制度設計等の課題を突きつけてきた。

平成 23 年 10 月、11 月に「オリンパス株式会社」の会計不正（損失隠し）が発覚した。「証券取引等監視委員会」は会計不正に関連して法人と前取締役等に対して、有価証券報告書の虚偽記載等の金融商品取引法違反により東京地検へ告発する。事実を歪曲し自社の都合に合わせて公開財務情報を裁量した。公開財務情報は会計監査人により監査証明が添付される。公開財務情報に会計不正が繰返し生じた事実は、内部統制と公開財務情報への信頼性、情報の透明性を保証する「会計監査」の役割と「監査人」の責任、会計監査の限界等を再認識させた。オリンパスの事例は、企業が用意周到に会計不正を準備する場合、「会計監査人」がこれを発見することが困難で在ることが再認識された。

平成 22 年、23 年に資本市場全体と会計不正に関連する損害賠償訴訟が生じた。この損害賠償訴訟事案は、資本市場と資本市場の監視機能の一翼を担う会計監査人等を被告としている。「訴訟」は諸利害関係を調整し、関連当事者の責任の在り所等を公の場で判断されると思量する。それ故、平成 22 年、23 年の訴訟事例は、資本市場と会計監査人等の財務情報の信頼性、会計監査人等が

負うべき課題、倫理、限界等を検討し、資本市場と会計監査人の関係の整備等、資本市場と財務情報の検査機能等を検証することを可能とする。本稿は、この訴訟を検証により得られる知見が資本市場の監視機能を止揚する仕組みの設計に寄与することを目的とする。

I. 会計監査人の職務、倫理、責任と訴訟

「企業」（会社）の経営破綻等に関連して、株主、管財人、企業を引継いだ取締役（会）等が、（現・旧）取締役、監査人（監査役）等、企業の経営執行者と執行者を監視する役割を担う者を対象として諸責任を問う訴訟を提訴する事案が在る。

さらに、会社の経営破綻、会計不正等に関連して、商法監査特例法、証券取引法等、旧法による会計監査人（公認会計士・監査法人）を提訴する事例が散見する。提訴は会計監査人による会計不正の指導にもなう刑事訴訟、株主等が企業の経営破綻等に関連した諸責任に対する民事訴訟、「損害賠償訴訟」で在る。これは会計監査人が職務遂行に関連して訴訟を受けることも、業務停止等の行政処分が課せられるリスクを負っている証左で在る。

会計監査人が履行する「監査」（会計監査）は、企業の経済活動や事象についての主張に関連して、経済活動等の証拠を取得し、証拠を評価し、評価した結果を利害関係者に伝達する行動で在る。会計監査を担う「公認会計士」等（会計監査人）は「財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」（公認会計士法第一条）を職務として、その職務は「独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」（公認会計士法第一条の二）。会計監査人が行う「財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示されているかどうかについて、監査人が自ら入手した証拠にもとづき判断した結果を意見として表明」する。その際、被監査会社の表示が適正であるとする会計監査人の意見は、「重要な虚偽の表示がないことを合理的な保証を得ている」とする判断を含む（『監査基準』第一「監査の目的」）。この規定は会計監査人が公表する「監査証明」が企業の情報利用者に財務情報の信頼性を「保証」することを示唆する。株主等の情報利用者等の訴訟は、会計監査人への期待に対する情報利用者の反対行動で在ると思量する。

不祥事等は法規定、組織体の自主規制、監視機構の整備等を生み出す。会計監査人は被監査会社の財務情報に関連する「監査」を行い、その情報が公正妥当な会計基準に準拠していることを保証する。公認会計士（会計監査人）による会計不正の指導、適正意見を付した被監査企業の経営破綻は会計監査に対する不信を助長させる。不信を払うために、会計監査人の責任規定等を含む諸規則を再整備・強化する方向へ向かう。公認会計士法の改訂（平成 15 年、19 年）が行われる。平成 15 年改訂により『公認会計士・監査審査委員会』（第 35 条第 1 項）が金融庁に設置され

た。金融庁は、「公認会計士・監査審査委員会」の検査結果による勧告にもとづき、会計監査人（公認会計士・監査法人）の監査を審議し、会計監査人による会計監査の失敗、粉飾等を見逃している監査法人、公認会計士に対し「戒告」「訓戒」「業務停止」等の行政処分を課している¹⁾。日本公認会計士協会による「倫理規定」の一部改訂（平成22年7月7日）、一連の「品質管理基準員会報告書」、自主規制が行われる。「企業会計審議会」は、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日）「財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係わる内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」「財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準」（平成19年2月15日）等を発表する。金融商品取引法は、会計監査人に財務報告の信頼性等を確保することを目的に、財務報告書を作成する経営者の有効性を監査する会計監査人による「内部統制監査」（平成20年4月1日開始会計年度から適用）を導入した。これにより、会計監査人による会計監査は「財務諸表監査、内部統制監査」から構成されることになる。会計監査が財務情報作成の基礎となる内部統制に至り会計監査人の業務と責任は拡大する。

「会社法」は会計監査人の責任強化として、「会計監査人」を損害賠償の対象とした（会社法第423条第1項「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下、役員等）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」²⁾。会計監査人は、会社経営陣の意向に左右され会社利害を損なうことのないように、株主代表訴訟（「責任追及等の訴え」会社法第847条第1項）の対象ともなる。同規定は会計監査人の監査業務に大きな負担を課せられることになる。

会計監査に関連する規制等が整備される一方で、会計監査人が、公認会計士法を遵守し、「監査基準」等に準拠して会計監査の諸手続を踏襲しても、被監査会社の会計不正、詐欺に等しい会計行動を防ぐことも、発見することが困難な場合が存在する。会計監査人は、被監査会社から虚偽報告リスク、顧客の不正行為リスク、民事・刑事の訴訟リスク、監督官庁による行政処分、自主規制主体の職務指導、会計監査人としての存在可能性・事業継続性のリスクに晒されている³⁾。諸リスクに晒されることは会計監査人も認識している。諸リスクの環境下、会計監査人に資本市場の監視を担う役割が期待される。

資本市場は会計監査人が高い倫理観を保持し、被監査会社の虚偽に荷担することは想定されていない。会計監査人による会計不正への荷担、黙認、未発見等は、資本市場に会計監査人、監査制度等への不信を生む。結果、破産管財人、株主等による監査の失敗を事由とした会計監査人に対する損賠償請求、金融庁による会計監査人に対して行政処分を科すことになる⁴⁾。会計監査人の諸リスクの顕在化で在り、繰返し生じている事象で在る。

会計監査人を被告とする訴訟は、1) 会計監査人が不正に荷担等を問う訴訟、2) 会計監査人の職務遂行に関連して注意怠慢等が問う訴訟に二分することが可能で在る。前者は公認会計士の職を担う者として論外で在り、職業倫理、刑事訴訟等の問題となる。2) は、会計監査人が自己の職

務を遂行した結果、株主等による民事訴訟（損害賠償）が提訴される可能性が存在することを示す。この訴訟に下された判決は、会計監査人の職務の責任、会計監査の限界を示唆する事例となる。

会計監査人への損害賠償訴訟の拡大傾向は、平成 19 年改訂公認会計士法に損害賠償制度に有限制度が設けられた。有限責任、有限責任監査法人制度が制定される以前、公認会計士法の会計監査人の無限連帯責任を負う。監査法人に対して、責任の範囲を規定する指定社員が連帯してその弁済に責任を負う、無権責任監査法人に対して社員の出資額を限度として債務の弁済を負う有限責任監査法人が設けられた（公認会計士法第 34 条の十の四、五、六）。しかし、有限責任監査法人の財産でも弁済できない場合、指定有限責任社員が連帯して責任を負う（同七、八）。企業規模、損害規模により、訴訟額は左右されるが、会計監査人が負担可能な額ではなく、訴訟判決によっては、会計監査人の事業自体の存続が危ぶませる。

会計監査人に対する損害賠償は民法等、行政上の懲戒は公認会計法等、監査法人の監査業務を執行した社員の懲戒は「公認会計士法」（第 30 条）に規定される⁵⁾。債務不履行による損害賠償は「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債務者は、これによって生じる損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様である」（民法第 415 条）、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」（民法第 709 条）等が規定する。取締役、会計監査人は「会社に対して善良な管理者の注意義務」（民法第 644 条）を負うが、この「善管注意義務」を尽くさなかった場合、賠償請求の対象となる。損害賠償を回避するためには、故意または過失の有無が責任の有無となるため、会計監査は注意を怠らに行い、故意または過失がないこと、専門職業機関として誠実な行為を行ったことを立証することが希求される。誠実に行った結果、不正が発見できなかった場合、責任を負わない。

会社と監査役、会計監査人との関係は「委任に関する規定」と「受任」の関係（会社法第 330 条、民法第 645 条）に在る。受任した監査役、会計監査人は、「その職務の遂行に当たり、会社に対し善良なる管理者としての注意義務を負う」（善管注意義務）（民法第 644 条）。違反は、損害賠償の対象となる⁶⁾。

訴訟の争点は会計監査人が「善管注意義務」（民法第 400 条）に違反していたかの判断に在る。この争点となる善管注意義務は「委任を受けた人の、職業、地位、能力等において、社会通念上、要求される注意義務」（民法第 644 条）とされる。善管注意義務違反の判断基準は「社会通念」で在る。社会通念は、「通念」で在ることから明確な規定は存在せず、万人が容認した規定、概念、基準等が存在しない。規定、基準等がない場合、判断は委任を受けた受託者（会計監査人）の職務、会計監査人の職務を規定する公認会計法、会計士協会が定める規則等、さらに、判例に求めることになる。

2011年、「オリンパス株式会社」(会計監査人設置会社)の会計監査を担当して監査法人(現在、有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人)は、損害賠償訴訟の対象とされていない。事由は「本件一連の問題に伴う有価証券報告書等の虚偽記載又は違法配当等につき、注意義務違反が問題となるが、いずれにしても注意義務違反はみとめられなかった」(「オリンパス株式会社・監査役等責任調査委員会」『調査報告書』2012年1月16日、161頁、123-125頁等)と結論した⁷⁾。

オリンパス等は、会計監査人が「職務の注意義務を怠っていない」と判断され、会計監査が適法、適切に行われたとしても、被監査会社が巨額の粉飾(会計不正)を実行した事例で在る。これは会計監査人による会計監査の限界を示す。資本市場で、会計不正が繰り返され、「法の視点」から訴訟対象とならないとしても、経済的、社会的に「会計監査」、「会計監査人」の役割、機能等を再検証することが希求される。会計監査人が被監査会社の「監査報告書」が「財務諸表の表示が適正」とする会計監査人の意見には、「全体として重要な虚偽の表示がない」「合理的な保証を得たとする監査人が判断」が含まれる。このことから、被監査会社が財務情報を粉飾した事実が判明、継続性疑義に存在しているにも係わらず適正意見を付した被監査会社が経営破綻した場合等は、会計監査人等に訴訟が生じることになる。

II. 会計監査人と損害賠償訴訟

会計監査人を対象とする「損害賠償請求訴訟」は、日本住宅金融、ヤオハンジャパン、日本債券信用銀行、日本長期信用銀行、山一証券、足利銀行、そごう、カネボウ、LDH、NOVA、カネボウ、日興コーディアル等の経営破綻や会計不正等に関連して株主、管財人等により提訴されている(旧商法、監査特例法、証券取引法)。これらの会社の不正は会計監査人による会計不正指導が行われた事案も存在し、会計監査、内部統制制度の再整備を行う契機となった。株主、社債権者、破産管財人等から提出される主な訴訟内容は、経営破綻等、会計不正の指導・負担、会計不正の未発等を事由とした株毀損による損害賠償、監査報酬の返還等が訴訟内容で在る⁸⁾。

破綻会社の破綻管財人、株主、社債権者等から会計監査人が損害賠償の訴訟を受けた事例は増加傾向に在る。地裁、高裁、最高裁による会計監査人を訴訟対象とする民事訴訟(損害賠償)の結果は、1) 会計監査人(公認会計士、監査法人)に賠償を命じる判決、2) 株主(原告)等の請求却下、3) 和解(和解金支払)が存在する。

1997年9月経営破綻(会社法更正法申請)したヤオハンジャパンに関連した訴訟のうち、1999年2月3日、ヤオハンジャパンの粉飾による債務不履行となった転換社債券者が会計監査人に対する損害賠償訴訟は、2004年7月21日、但し、「法的責任はない」ことを確認し、大阪地裁で和解金を支払うことで和解が成立している⁹⁾。山一証券の破綻による破産管財人(1999年6月14日)は、監査法人(会計監査人)が同社の粉飾を見抜けなかったとして60億円の損害賠償請求を東京地裁に提訴している。破産管財人による損害賠償は和解が成立している。日本住宅金融に関

連して株主等が監査法人への損害賠償と和解が成立している¹⁰⁾。

2000年破綻した「そごう」の株主は、1994年2月以降、債務超過状態に陥っていたにも係わらず粉飾決算を発見できず監査証明に適正意見を付した会計監査人に「見込まれる損失を計上していない等虚偽の有価証券報告書により形成された株価」にもとづく監査法人に損害賠償訴訟(2001年4月20日)を提訴している¹¹⁾。会計監査人への訴訟は、2008年2月19日、「虚偽記載は認められない」として原告敗訴(東京地裁)が確定している。2003年一時国有化された足利銀行は「不適切な監査による違法配当を招来した」として監査法人への損害賠償訴訟で、監査法人が「果たすべき責任を全うするに至らない」として、2億5,000万円の和解金を支払うことで、2007年7月2日宇都宮地裁で和解が成立する¹²⁾。一方で、株主(優先株式保有の個人・会社)等による監査法人への損害賠償訴訟で、宇都宮地裁は原告の請求を却下する決定をしている¹³⁾。破綻した英会話学校NOVAの受講者等は大阪地方裁判所に旧経営者、監査役に前払授業料の返還の請求、違法な売上高計上を容認したとして会計監査人¹⁴⁾に対する損害賠償提訴を訴えた¹⁵⁾。会計監査人への損害賠償請求訴訟は2012年6月7日、大阪地裁が「会計処理に違法性はなく、契約時債務超過の状態ではなかった」として原告の請求が棄却される。原告は控訴する方針で在る¹⁶⁾。破綻した日本長期信用銀行に関連して、監査法人は、2002年7月29日東京簡易裁判所で「整理回収機構」に2億円支払うことで「調停」が成立する¹⁷⁾。しかし、株主が提訴した監査法人への損害賠償訴訟は、大阪地裁が2007年4月13日、監査法人への請求を棄却している¹⁸⁾。

「株式会社ライブドアホールディング、以下、LDH」の損害賠償訴訟は訴訟額、判決額から判断して、監査役、会計監査人(監査法人)の大きな問題を生じさせた。一般投資者(3,340名)による損害賠償請求訴訟(230億円)に対して、東京地裁(一審)は2009年5月21日、監査役、公認会計士、監査法人等に対して不法行為責任(民法第5章「不法行為」,第709条「不法行為による損害賠償」、第719条「共同不法行為者の責任」)を負うと判断し、同社旧取締役、監査役、会計監査人・監査法人社員に連帯して76億円の損害賠償を命じる判決を下した¹⁹⁾。

会計監査人の会計監査責任に対する旧法の下での提訴された「株式会社キムラヤ、以下、キムラヤ」と「株式会社ナナボシ、以下、ナナボシ」の判決は、会計監査人、監査人の役割を再認識される判決である。同時に、資本市場の監査機能を再考する判例となる。

キムラヤの訴訟は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(旧商法監査特例法)、第10条「監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じさせた場合、会計監査人は連帯して損害賠償の責めに任ずる」として金融機関等が提訴した事案で在る。東京地裁は、平成19年11月28日、「会計監査人である公認会計士は、監査報告書において粉飾された計算書類に適正意見を付す虚偽記載をしても、企業会計審議会の定める監査実施基準に準拠した検査手続きを実施し、その職務を行うにつき注意を怠っていない²⁰⁾」と判断して、会計監査人(公認会計士)への損害賠償請求を棄却した。しかし、同事案は、会計監査人として監査基準・監査実施準則に

準拠した注意義務、損害賠償の責任を会計監査人は負うことの再警鐘と示す判例となったものと思量する。

大証二部上場し経営破綻した発電設備工事会社ナナボシの同社管財人は、粉飾決算を看破できないことが「監査契約上の注意義務違反の債務不履行」に相当し、「粉飾を見抜けず会社に損害を与えた」として会計監査人（監査法人トーマツ）に違法配当相当額の損害賠償を求めた訴訟を起こしている。これに対して、会計監査人は「ナナボシが粉飾の意思を隠して監査契約した」として契約無効も主張したが、「監査契約には経営陣の不正をただす目的も当然含まれており、財務諸表が正確か虚偽かを監査するのが監査法人の責務」と見解を示す。平成20年4月18日、大阪地裁は同訴訟に対して、「監査の第一次的目的が不正の発見ではないとしても、そのことを理由に監査人が責任を免れるものとはいえない」が、会計監査人の会計監査は「通常実施すべき監査手続きを満たしているとはいえず、監査手続に過失が認められる」。さらに「監査法人は財務上に不自然な兆候があった場合、原因説明する追加の監査手続きをすべきで、怠れば責任を免れない」として、会計監査人の会計監査の一部に過失が存在したと判断し、約1,700万円の賠償を命じた²¹⁾。同判決は会計監査人が和解を受諾し、賠償請求額を上回る和解金（4,000万円）を支払うことで結審する。上告した場合、訴訟に要する時間、訴訟費用等を考え損害賠償に応じたと思量される。また、同社の会計監査人は、同社等の監査の失敗に金融庁による懲戒も課せられている²²⁾。

裁判所が上場企業の法定監査で監査法人の過失を認めた損害賠償の支払いを命じたことは異例で在る。同社の場合、会社全体による粉飾決算で発見は困難で在ったとしても、裁判所は会計監査人の監査行動と監査報告書に一定水準の品質を求めた判断で在る²³⁾。この判例は会計監査人に課せられた責任がこれまで以上に問われることを示唆している。

今後、会社の意図的な粉飾、その粉飾の未発見等、どのような粉飾決算にも、会計監査人の監査行動の嚆矢となる判決で在り、判例となる。会計監査人は、監査行動に求められる企業の情報を十二分に企業から得ることが困難な場合が在る。業績不振企業、不正取引等を行っている企業は、会計監査人に関連情報を隠蔽する傾向になり、会計監査人は情報不足に陥る可能性が在る。同判決は、会計監査人が被監査会社の経営破綻に関連する訴訟リスクを回避するために、監査対象会社の選別行動の嚆矢となったと思量する。

さらに、同裁判の和解結審は、監査問題の本質を覆い隠す可能性が在る。裁判を継続することに拠る経済的損失を回避することが先決となり、会計監査等に係わる諸リスクを浮き彫りにすることができない。会計監査の失敗と関連訴訟は今後も生じると予想されるが、会計監査人の経済的損失の優先が監査失敗の原因追及が疎かになる傾向を生み資本市場の信頼性を失うことに繋がる。

Ⅲ. 資本市場と会計不正

平成 22 年、平成 23 年に「会計監査人」等を対象として 2 事例の「損害賠償訴訟」が生じた。会計監査人が被監査会社の会計不正等、財務情報の粉飾指導に係わった事案ではない。また、2 事例とも、会計監査人以外にも、監査役、証券取引所をも被告としている。2 事案の被告から判断すると、2 事案とも企業の財務情報に対する信頼性、監査・監視制度を問題とし、資本市場の監視人、資本市場・証券取引所・株式公開、株式会社、経済社会の仕組全体の機能に関する訴訟と言える。同訴訟は会計不正に起因し、会計不正の検査・監視の課題と財務情報の監査が会計監査、会計監査人等を分離して検討することはできないことを示す。

2 事例は「株式会社東京証券取引所（以下、東証）」二部上場会社「株式会社アイ・エクス・アイ、以下、IXI」（平成 19 年 1 月 21 日民事再生法申請）に関連した訴訟と「東証・東京マザーズ上場」「株式会社エフオーアイ、以下、FOI」（平成 22 年 5 月 21 日、東京地裁：破産手続申立）で在る。2 事例は発生環境が相違しているが、企業経営、企業経営者の監視機能を担う「役員等」、証券取引所等を被告とする損害賠償を訴訟であり、第一事例は「会社」が提訴し、第二事例は株主代表訴訟で在る。会社法は会社「役員等」に会計監査人を含めた。第二事例は会社法制定後、会計監査人が株主代表訴訟の対象とる嚆矢の事例で在る²⁴⁾。

「株式会社インターネット総合研究所,以下、IRI」（第 12 期平成 19 年 11 月 1 日、オリックス株式会社が株式の 100% 保有する会社となる）は、子会社「IXI」の経営破綻に関連して、平成 19 年 9 月 20 日「株式会社シーエーシー以下、CAC」（東証一部上場）、監査法人、元 IXI 代表取締役、取締役、監査役を相手に約 148 億 8,000 万円の「損害賠償請求」（同社広報誌）、さらに、平成 23 年 6 月 30 日、東証への請求額 50 億円「損害賠償訴訟」（同社平成 23 年 7 月 1 日・広報誌）を東京地方裁判所に提訴する（図 1）²⁵⁾。

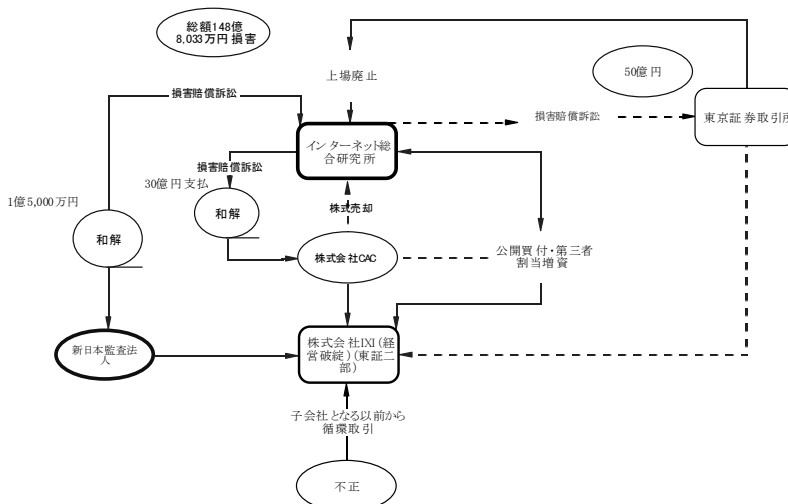


図 1. ICI 関連訴訟

訴訟の起因となる IXI は CAC が、事業拡大の一環として、平成 14 年 9 月、10 月にかけて地理情報システム等の技術を持つ IXI 株式を公開買付等によって、同年に同社の発行済株式 51.0% を取得し、(連結) 子会社

とする（保有割合は IRI へ売却時まで保有する）。

IRI は平成 17 年 8 月 9 日「IXI」株式の公開買付（買付価格 1 株 330,000 円、買付資金 116 億 7,200 万円、同社「IR ニュース」）を実施するとともに、平成 18 年 3 月、同社の第三者割当増資を引き受けている（公開買付額と第三者割当増資額が損害賠償請求額）。問題となった IXI は、CAC が同社を子会社とする以前から循環取引を利用して架空収益を計上していた事実で在る。IXI は平成 14 年から 5 年間（経営破綻に至るまで）約 120 社が関与し、96.3% 架空収益の 1,136 億円を計上する²⁶⁾。この事実は IXI の経営破綻後に判明する。会計監査人は限られた監査期間内に、120 社の現地調査、預金証書等、監査証拠を追跡調査することは困難で在ったと推測する。会計監査人は被監査会社が隠蔽するために行われた行動を顕在化させることに限界が在る。会計監査、会計監査人が企業の行動の証拠を確認することを可能とする範囲を超えている。会計監査人の会計監査では粉飾の事実は判明し得なかった。

IXI 粉飾の事実は、事業拡大を企図して IXI を取得した CAC が粉飾事実を確認することができなかったことに端を発する。IXI の粉飾は、CAC が子会社化する以前から行われている。CAC が会社取得以前に行う事前査定、「財務評価」（due diligence）が不十分で在ったと判断する以外になる。平成 14 年取得（子会社）から（平成 17 年）売却の親会社としての会計不正は正指導等が怠っていたとも言える。この視点から言えば、IRI への IXI の売却、出資に「責任」を負うことは当然と考える。

同社の取引に関連して収益の計上は、報告利益の計上を創造するが、営業活動からキャッシュは創造していない可能性が在る。収益・利益創造は、表面上、黒字破綻の創造する可能性が在る。繰り返し生じている経営事象で在る。収益とキャッシュ、報告利益とキャッシュの相関関係、キャッシュバランス等の時系列を検証する等の方法が、会計不正を判断する場合に利用されている。財務指標の中で、「キャッシュ」は透明性が高い。キャッシュフロー、キャッシュ残高を追跡すること不正の発見に繋がる可能性が在る。会計監査、会計監査人は、「企業会計の仕組」を理解し、その実践者で在り、企業のキャッシュ循環の検証が可能ではなかったか疑義を生じる。

東証は、IRI を平成 19 年 3 月 30 日、東証「監理ポスト」指定銘柄、平成 19 年 6 月 24 日、同社の上場廃止を決定する。事由は、会計監査人（トーマツ監査法人）の監査証明（監査意見不表明）を受けた中間（半期）報告書が提出できなかったことによる。その直前、平成 18 年 9 月 26 日、監査報告書は、適正意見を付している。会計監査人が同社に監査証明を提出しない事由は同社の子会社 IXI の経営破綻に在る（平成 19 年 1 月 21 日、大阪地裁に民事再生法申請、東証は 1 月 22 日、二部上場を廃止する）²⁷⁾。IXI は IRI 企業集団を形成する、資産総額を約 50%、純利益約 80% を占める。会計監査人（監査法人トーマツ）は、「同社子会社 IXI の経営破綻にもとづき IXI 株式全額の評価損を計上する。会計監査人の評価は、同社の評価損が IRI 全体に及ぼす影響を適切に評価する監査証拠は入手することが困難であり、財務諸表に意見を表明することが困難」

(第11期監査報告書)で在る。事由はIRIの子会社IXIの中間報告の会計監査が困難で在り、監査意見を表明するに求められる「手続」が実施困難とした。東証はIRI平成18年12月中間財務報告書に対する会計監査人による「意見不表明」を受けて、株式上場廃止基準(第2条の2第1項第5号)に該当することを事由に上場廃止とする。しかし、資本市場に上場している会社は、証券取引所が社会的信用を付与する。IRIの買収はこの信用にもとづく行動であり、IXIに信用を供与していた証券取引所に責任の一端が在る。また、上場廃止は株券上場契約に違約(債務不履行)に該当し、廃止にともなう経済的損失として東証に50億円の損害賠償を起こす(同社「提訴の提起に関するお知らせ」平成23年7月1日)。IRIは「IXI株式評価損143億8,000を計上する」(同社広報誌平成19年3月30日)し、同額を損害賠償訴訟額とした。結果、同社第11期有価証券報告書は、「関係会社株式評価損」を計上し、第10期に比較して、売上規模は、約1/4、資産規模は1/3、に低減する。

訴訟のうち、CACがIRIに和解金30億円を支払うことで訴訟は解決する(同社広報誌：平成23年6月20日)。同日、適正意見を付しているIXIの監査法人(新日本有限監査法人)は、IRIに1億5,000万円支払うことで和解が成立する(IRI広報誌：平成23年6月30日)。和解は、IRIの正当性を示すとして、IRIを上場廃止することは東証の判断の誤りで在り、IXIの上場、その継続は、東証によるIRIへの責任転嫁で在り、投資者等に損害を与えたとして損害賠償の訴訟となった(同社「提訴の提起に関するお知らせ」平成23年7月1日)。

しかし、訴訟費用、時間等の経済的損失を思考して和解を受諾することは、監査の本質、会計監査人の監査行動等の正当性の検証を困難にする。会計監査の問題を浮き彫りにすることができない。会計監査の問題点が確定しない限り、再度、同一現象が生じる可能性が在る。東証との訴訟は結審していない。上場会社の検査体制の課題が整理される可能性が在る。

第二事例のFOI²⁸⁾は、同社の経営破綻に関する諸責任を問う株主代表訴訟を起こした事例で在る(FOIは、平成22年5月21日、東京地裁に破産申請、5月31日破産手続開始決定がなされた²⁹⁾)。株主代表訴訟の被告は監査人、会計監査人、東証等を被告として損害賠償の訴訟で在る。確認されている同社に対する提訴は二件在る。株主(個人140名、法人5社)は株価下落等による2億8,000万円の損害賠償³⁰⁾(平成22年9月29日)を東京地裁に、元株式(個人125名、法人2社)等は「ずさんな監査で粉飾を見逃した」として、監査役(3名)、会計監査人(公認会計士・4名)に合計2億2,000万円の損害賠償(平成23年6月15日)を横浜地裁に提訴する³¹⁾(図2)。会計不正の動機は、自己裁量し新規上場に何らの支障もないことを装うことがあったと思量する。

FOI(子会社3社の4社集団)の事例は「新規株式公開」(Initial Public Offering,以下、IPO)会社で在る。取引所の上場承認には、証券会社(幹事取引業者)、会計監査人、証券取引所上場審査(東証)の検査等を求められる。IPOは、証券会社による「幹事取引業者が作成した推薦書」(有価証券上場施行規定第204条第7項)が求められ、証券会社はIPOの内部統制、経営計画、企業

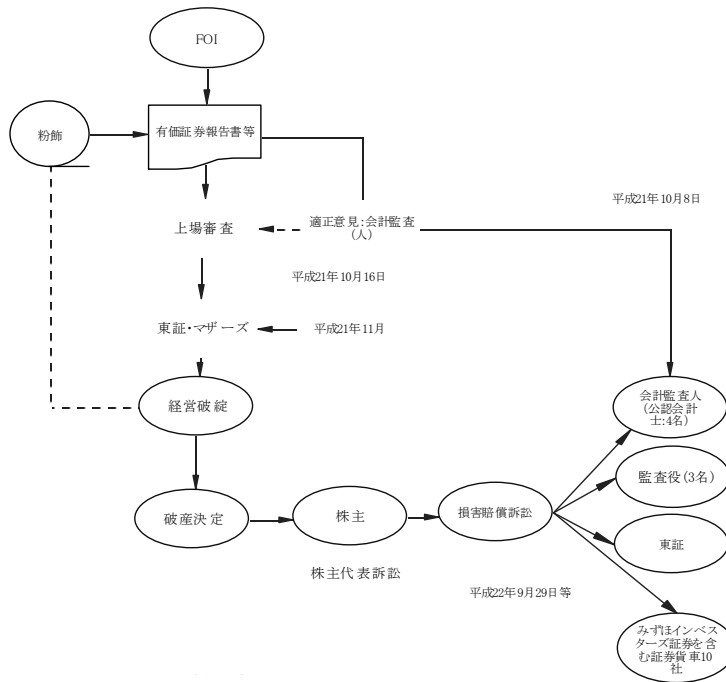


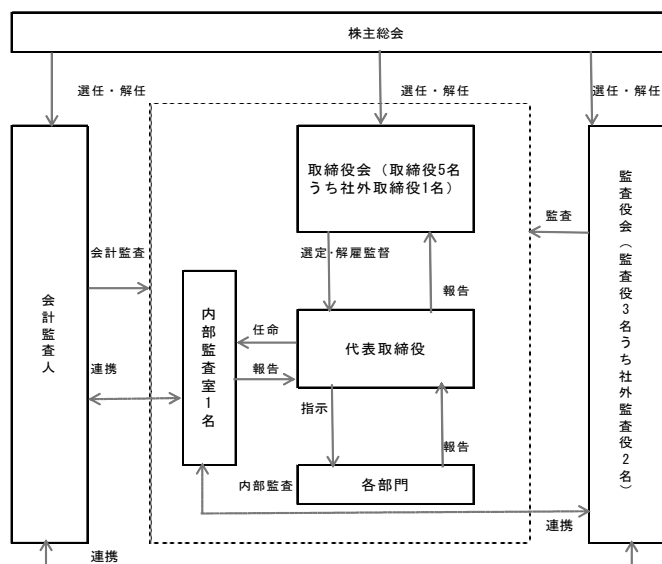
図 2. FOI 関連訴訟

業績・見通を示し、証券の売出等（同第 212 条第 8 項）を行う。東証に提出される「有価証券新規上場申請書」等は、企業集団等に関する財務計算書に 2 名以上の公認会計士又は監査法人による監査を受け、同会計監査人より作成した「監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー」を提出しなければならない（「有価証券上場規定」第 2 編第 211 条等）。

同報告書には「虚偽記載、不適正意見等」があってはならない（第 212 条）。同社は、同社会計監査人（2 氏共同事務所）が適正意見を付した同社の財務計算書（監査報告書:平成 21 年 10 月 8 日）を証券取引所に提出し、この限りでは、上場規定に支障はなかった。訴訟は適正と表明した会計監査人の「監査報告書」に法的責任が在り、この適正証明を受けて投資行動を起こした株主が損害を受けた場合、会計監査人はその損害を賠償する責務を負う、ことを訴訟事由とする。

FOI が東証に提出して届出書には、上場規定（第 207 条第 1 項第 3 号等）により社内の機関、内部統制の体制が記載されている（図 3）。監査役会、内部監査室（内部監査制度）、会計監査人の連携が示され、定期的に相互の情報交換が行われていること、法令遵守、取締役監視体制等の内部統制システムを整備し、財務報告の適正性を確保等の体制が整備されている旨、記載されている（同 73-74 頁）。内部統制、会計監査の監視・監査が機能する限り、会計不正が生起する可能性は低い。訴訟に現れているが、全社的会計不正が行われた事実を示す。

虚偽報告の提出を受けた「証券取引所上場審査部」は、会計監査人（監査法人）が被監査会社・上場審査請求会社等に「適正と判断した書類を上場審査で粉飾と見破ることは困難」で在ると、見解を発表する³²⁾。この見解は、上場審査が、会計監査人等の第三者に依存して自己審査行動が取られていなかったと言える。第一次の財務資料を取扱い会計監査人が会計不正見抜けない事実は、資本市場関係者が会計監査人に信頼性を置く限り、会計監査人が判断して提出された書類から不正を見いだすことは困難な作業となる。会計監査、会計監査人が担う責任が大きいことを示



出所) 株式会社エフオーアイ、有価証券届出書(新規公開時), 73頁。

図3. 株式会社 FOI 会社統治関連

主幹事証券会社等の検査責任をも問うことになった。

同社の上場時、東証に提出した「有価証券報告書」(第15期:上場時)に示された「主な財務指標」(連結売上高118億5,596万円、営業利益、経常利益等)は順調に業績を伸張していることを伺わせる(表1)。開示された同社第15期の財務諸表は、第14期、第15期の売上高が、営業活動によるキャッシュ創造(Cash flow from operations,CFO)に結実していない。連結キャッシュフロー計算書(間接表示法)は、税金等調整前純利益を計上する。しかし、収益、利益は創造するが、CFOが創造していない。これは売上債権、棚卸資産の増加を事由としている。収益、報告利益とキャッシュに連関が見られない。売上(収益創造)がキャッシュに転換していない限り、売上が存在させるためには、受取債権を操作することになる。受取債権勘定の架空増加として結実する。第16期四半期報告書は、総資産約330億円のうち、売掛金が約260億円と約8割を占める(訂正第16期第二四半期報告書では、総資産約292億円、売掛金は約248億円、売上高は約49億円)(第15期、総資産約292億円、売掛金229億円)³³⁾。これに棚卸資産を加算すると、約10割となる。受取債権がキャッシュとして回収されていないことを示している。後に、収益創造が虚偽と判明する。第15期の実際売上高は約3億であり、連結売上高の97%が架空取引で在る³⁴⁾。収益の創造は、これに対応する資産等に拡大がともなう。製造業の資産構成で受取債権の比が8割を占めることは異常で在る。キャッシュの粉飾は困難で在ることから、営業債権の粉飾を行ったと思量する。粉飾の常套手段で在る。第三者割当増資、短期・長期借入金の調達を長期借入金の返済に充当する。

唆する。

主幹事証券会社等により同社は、新規上場にともない新株の発行引受、一般投資者に購入の勧誘により、資本52億円(平成21年12月31日第16期第三四半期報告書には、52億3,000万円が新規上場収入として計上されている)を調達した。株主等は、証券会社等を信頼して投資した。しかしながら、資本市場に提出された虚偽報告の事実は主幹事証券会社の検査が機能しない結果を示す。訴訟は、主幹

表 1. 株式会社エフオーアイの主な経営指標

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	単位
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	
連結売上高				9,496,817	11,855,960	千円
連結経常利益				1,810,391	2,474,715	千円
連結当期純利益				1,297,251	2,016,144	千円
連結純資産				806,605	530,071	千円
連結総資産				11,483,413	13,797,596	千円
連結自己資本比率				Δ 276,371	68,833	千円
連結自己資本利益率				50.1	47.2	%
自己資本利益率				7.3	7.2	%
営業活動によるキャッシュフロー				Δ 3,995,770	Δ 3,550,656	千円
投資活動によるキャッシュフロー				Δ 58,676	Δ 91,606	千円
財務活動によるキャッシュフロー				1,631,485	4,868,879	千円
現金及び現金同等物の期末残高				1,325,748	2,546,997	千円
従業員数				156	193	人
(平均臨時雇用者数)				2	3	人
売上高	3,138,985	4,825,416	7,053,976	9,496,817	11,855,960	千円
経常利益	83,188	776,099	1,129,130	1,288,123	2,011,001	千円
当期純損益	Δ 2,435	519,097	697,082	793,084	523,585	千円
資本金	3,066,900	3,066,900	5,065,125	5,115,125	6,009,533	千円
普通株式	66,100	66,100	98,200	155,452	16,982,000	株
A 優先株式	31,542	31,542	31,542			株
B 優先株式	5,710	5,710	5,710			株
純資産額	5,430,567	5,949,665	10,654,321	11,556,132	13,879,107	千円
総資産額	11,231,023	11,528,588	20,342,243	22,972,328	29,261,191	千円
自己資本比率	48.4	51.6	52.3	50.2	47.3	千円
自己資本利益率		9.1	8.4	7.2	4.1	%
従業員数	61	95	122	143	177	人
平均臨時従業員数	0	3	1	2	3	人

出所)株式会社エフオーアイ 有価証券報告書(新規公開時)より作成した。

注1) 第14期、第15期は、会計監査人による監査対象期間で在る。

注2) 第15期、1株を100株に株式分割をしている。

る資産の8割が売上債権は、企業経営を考える上には疑義に在るのではないか。関係会社(子会社・関連会社)を利用した販売事象の形成、受取債権の事例が在る。連結財務報告書の制度を制度化する一要因となった。類似事象と言える。経済取引の事実を追跡調査する以外に、取引事実の検証はできない。

同社の財務情報は、証券取引所に上場するために、証券会社、会計監査人、上場審査の検証を経ている。同社第15期有価証券報告書に開示された「売上」の実現額は虚偽であったことが判明する。実際の連結売上高は3億1,956万円³⁶⁾であり、公表額の約60倍の虚偽数値を記載した。「一般的常識」「社会通念」では「異常」と考えられる(表1)。

粉飾企業の例か

ら、キャッシュフロー、キャッシュ残高(預金証明書等)を粉飾することは難しい³⁵⁾。事

実として存在する「キャッシュ残高」を「動かし難い指標」として、

収益測定しての「売上高」を操作し、これに対応して、

期末在庫、売上原価、営業利益等の項目を自動的に操作していったものと推定される。

FOIは半導体の生産・販売、研究開発等を主たる事業内容とする。製造業に分類される。

製造業が資本運用形態として保有す

FOI は約 60 倍にも達する架空売上を「循環取引」により創作する。実体が存在しない循環取引による売上高の水増し、報告利益を創造する。架空収益、報告利益にもとづき算定される経営指標を粉飾する。循環取引は収益額の粉飾の常套手段として、利用されている。循環取引は、取引会社数に準じて限りなく収益額を創造する方法で在る。

循環取引を利用した収益・利益創造の粉飾は、メディア・リンクス、加ト吉³⁷⁾、ニイウスコー³⁸⁾、メルシャン³⁹⁾ 等が行い、後に発覚する。日本公認会計士協会は、実体のない取引期が蔓延している可能性から会計士に注意喚起を行ってきている⁴⁰⁾。日本公認会計士協会は、先に循環取引にともなう監査の課題の注意喚起に改訂し、日本公認会計士協会会長通牒「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」(平成 23 年 9 月 15 日)を公表する。企業は会計不正を行い「虚偽の説明及び偽造された内部保管証拠等を疑うことなく信じ、十分かつ適切な監査証拠を入手しないまま、本件売上の実在性について問題がないものと判断した」(金融庁：平成 23 年 7 月 7 日：監査法人及び公認会計士処分の処分等について)。しかし、再度、繰返された。粉飾の常套手段で在る。会計監査人が循環取引を追跡調査が困難と思われる。循環取引が蔓延している可能性を示す。

結果として、2 事例は資本市場の信頼性を失墜させつ事例で在る。財務情報の虚偽報告の検証が「主幹事証券会社、会計監査人、証券取引所」の監査、検査、審査が機能しない結果となった。企業統治機能 (Corporate governance) の不備は会計不正を助長させ、開示財務情報の操作を生む。統治に係わる担当者を含め統治機能の整備は必然で在る。但し、二事例は証券取引所の検査機構、会計監査機能、企業統治等と言える経営環境が整備されていたか疑義が在り、機能しなかったと思量する。また、全社的に特定の意思をもって会社の財務情報を粉飾、会計不正が試みられた場合、企業統治は機能せず、資本市場の監視人としての会計監査人を無力化させることを示した。

会計不正はなくなる。会計監査、証券取引所の検査等の実行方法、その機構に課題が在るならば会計不正を予防する仕組を構築出来る。しかし、会計監査人の責任、倫理、監査役の監査方法、責任観、内部統制の仕組、内部統制担当者に課題が在る。これらの一つを欠いても会計不正を生じさせる。

結論

本論での検証に先立ち、「会計監査人の異動」会社を検証してきた。異動会社には業績不振、経営破綻に至る会社が在る。その際、経営破綻等に関連して会計監査人を被告とする刑事・民事訴訟が散見した。判決は会計監査人が職務を果たしていたかどうかによって下される。2010 年、2011 年に生じた会計監査人、証券取引所等を被告とする 2 件の損害賠償訴訟 (民事訴訟) は、資本市場の健全性を監視する枠組みが機能不全で在ったことを示している。資本市場に提出される企業財務報告の監査の仕組に未整備が存在する可能性が在る。監視規定に課題を在る。事例は、資本

市場全体の会社情報の信頼性を確立する仕組みを再検証する課題を示す。

「会計監査」「会計監査人」は、「資本市場の監視人」(Financial Gatekeeper)として、資本市場の信頼性を維持の一翼を担う。会計監査は被監査会社の「監査証拠」にもとづく意見表明が、不正を発見することを目的としていない。しかし、資本市場は会計監査人に被監査会社の財務報告書の保証を期待する。2件の訴訟は資本市場に参加する諸組織体にも、上場会社等に対する監視・検査の義務を問題提起している。

会計監査(会計監査人)、相互に関連するが、企業の「外部要因」と「内部要因」から仕組の再構築の確立が求められる。外部要因は会社法、金融商品取引法、公認会計士法、自主的規制(日本公認会計士協会・日本監査役協会)、内部要因は、企業統治の機能確立(内部通報等)、の再構築が希求される。

会計監査の限界は指摘される。会計監査人は、企業内部の意思のもとに、会社全社、会計担当者が、意図して架空の取引を創造することによる「財務報告書の粉飾」を発見することは困難で在る。「内部統制監査」は、必然的に「監査役」「監査役会」との連結、共同作業が希求される。会計監査人と監査役の連携がなければ適切な「監査」が困難な状況に在る。会計監査人と監査人(監査役)との意思疎通が不可欠となる。日本公認会計士協会は、監査基準報告書第52号「監査役等とのコミュニケーション」(中間報告:平成22年7月30日)、「社団法人日本監査役協会」は「会計監査人と監査役」「会計監査人との連携に関する実務指針」の改訂について(平成23年8月30日)等を発表し、相互の連携を強化している。「会社計算規則」は、(会計監査人設置会社、監査役会設置会社)監査役に対して「会計監査人の職務の遂行を適正に実施することを確保するための体制に関する事項」(第127条第4号)等に関する監査報告書を作成することを規定し、会計監査人は監査役に監査報告書を提出(第131条)する。会計監査人の監査が前提として「監査役」の「会計監査」が行われる。

会計監査は、会計監査人と監査役(監査役会)の共同作業と言える。両者が職務・職責を全うすることが前提で在る。企業経営、企業経営者(取締役・取締役会)、企業の不正の監視機能を備えているのは内部統制(監査役室・監査役会)と「会計監査人」による「会計監査」(財務諸表監査・内部統制監査)で在る。監査役は会計監査人に職務遂行に関する報告を希求することができる(会社法第397条第2項)。用意周到された会計不正を会計監査人が指摘することは困難で在る。監査役が補完しなければならない。監査役が会計不正に関与する場合も在る。不祥事は統制体制を整える。枠組みを制定する。2009年3月31日以降に終了する事業年度から「財務報告に係わる内部統制の評価と報告及び監査、J-SOX」、会計監査人による「独立監査人報告・内部統制監査報告書」に加え、訴訟に対処するためには、責任と負担を強いるが「会計監査人と監査役・監査役会の署名」を開示情報に添付する。諸制度の整備が行われる。

諸規制は不祥事の後追い規制で在る。諸規則は整備することが可能であるが不祥事は再生産さ

れる。会計不正の防止には、諸規則が機能することが希求されるが、会社経営者（取締役）、検査・検証機関に携わる人々の職業倫理に依存する以外に解決策はない。

- 1) 会計監査人の処分は、1)「公認会計士」による不正荷担、不正指導、インサイダー取引、不正認識の上で行った場合、2)職務の注意を怠り、本来ならば被監査会社の虚偽行為を未然に防ぐ役割が果たせなかった場合。3)職務を遂行したにも係わらず、後に、会計不正が発覚した場合等により、業務停止、資格停止等が課せられる。最近では、プロデュース（民事再生手続き中）の粉飾等に荷担した公認会計士の実刑が確定する（日本経済新聞 2012 年 1 月 31 日）。
- 2) オリンプス社の会計不正等の責任を問う諸訴訟が「役員等」全員に対する初めての訴訟となる。
- 3) Yasuyuki Fuchita and Robert E.Litan.,ed, *Financil Gatekeepers:Can They Protect Investors*,Boroking, 2006,pp.110-113（淵田康之,ロバート・ライタン編『ファイナンシャル・ゲートキーパー：投資家を守るのは誰か』東洋経済新報社,2006 年,134-139 頁）。
- 4) 会計監査人に対する損害賠償訴訟、行政処分は、会計監査人に訴訟リスクの回避行動を取らせている。監査失敗等の回避するために会計監査人による被監査会社の選別行動を生じさせている。
拙稿「会計監査人交代企業の企業分析Ⅰ－交代事由の事例研究－」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）Vol.19.No.1,105 頁。
- 5) 神崎克郎「監査法人の法的責任」『商事法務』No.942,1-6 頁。
藤原俊雄「会計監査人の民事責任」『監査役』No.537,64-86 頁。
- 6) オリンプスは、不正を黙認・見逃することで会社に損害を与えたとして同社「監査役」に対する損害賠償を求める訴訟を行っている。
日本経済新聞 2012 年 1 月 18 日
- 7) 一方で、「同報告書」は「違法行為を隠蔽せずにこれを解消すべき義務に違反する」（101 頁等）等としての一部、監査役には善管注意義務違反が在ると判断した。
あずさ監査法人は、2008 年 12 月、企業買収価額、買収に係わる報酬等に疑義を監査役会に提示し、業務監査権限の発動を促すことを提言している。監査役会は外部に調査依頼し、その調査にもとづき不正等が認められないと結論を下す。この結論に準拠して、監査法人は無限定意見の監査報告書を提出する（『オリンパス「調査報告書」』2012 年 1 月 16 日,106-149 頁）。
調査等の提言し、無限定監査意見を提出して後、会計監査人が異動する。会計監査人の異動は、被監査会社に会計監査人が会計処理等の意見等を表明すると生じる傾向が在る。
なお、新日本監査法人がオリンパスの会計監査に関連して設置した外部有識者から成る「オリンパス監査検証委員会」は、監査法人に対して「法的責任はない」の結論を下している。
日本経済新聞 2012 年 3 月 30 日。
- 8) 拙稿「会計監査人交代企業の企業分析Ⅰ－交代事由の事例研究－」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）Vol.19.No.1,103-127 頁。
- 9) 日本経済新聞 2004 年 7 月 22 日。
拙稿「株式会社ヤオハンジャパンの破綻-財務分析の事例研究」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）Vol.9 No.2,85-109 頁。
- 10) 日本経済新聞 2002 年 6 月 28 日。

- しかし、株主等による複数の損害賠償請求訴訟は、原告敗訴が確定した。
日本経済新聞 2008 年 9 月 27 日。
- 11) 関西在住の公認会計士 6 名は、同社の監査を担当して会計監査人に「公正な会計基準を逸脱した虚偽の証明」を行ったとして「金融再生委員会」(当時)に処分の要望書が提出されている。この行動は、公認会計士としての「社会的責任を負う」ことを自問した要望と思量する。
日本経済新聞 2000 年 10 月 25 日
- 12) 日本経済新聞 2007 年 7 月 4 日。
- 13) 日本経済新聞 2006 年 12 月 8 日。
- 14) あずさ監査法人は NOVA の 1996 年「店頭公開」時の監査を受託するが(2004 年ジャスダック)、2006 年 11 月中間監査を辞任、アクティブ監査法人が会計監査人に就任する。
日本経済新聞 2007 年 10 月 30 日
- 15) 日本経済新聞 2008 年 10 月 17 日。
(2009 年)平成 21 年 9 月 26 日、大阪地裁は旧経営者には懲役 3 年 6 か月の判決を下した。
- 16) 日本経済新聞 2012 年 6 月 8 日
- 17) 日本経済新聞 2002 年 7 月 30 日。
元「監査役」3 名に対する整理回収機構の訴訟は、総額 2,000 万円の支払いで、和解が成立する。
日本経済新聞 2003 年 5 月 30 日(夕刊)。
- 18) 日本経済新聞 2007 年 4 月 14 日。
- 19) LDH 会計監査人に対する訴訟は、平成 16 年 9 月期有価証券報告書(第 9 期)の虚偽記載等、会計監査を担当した会計監査人である監査法人、同所属公認会計士(同監査法人は平成 18 年 6 月 30 日解散している)〔証券取引法〕第 21 条、金融商品取引法違反)に、東京地裁(一審)が、2007 年 3 月 23 日、「監査の社会的信頼を失墜」させたとして一名は実刑、一名は執行猶予の有罪を下した。実刑判決を受けた一名は控訴していた東京高裁(二審)は、2008 年 9 月 19 日、一審を破棄し二審執行猶予の判決を下し、有罪が確定した。
『判例時報』No.2047 号(平成 21 年 9 月 21 日号)。
一方で同社は元監査役 3 名に対して 10 億円の損害賠償請求を提訴しているが、東京地裁において総額 2,534 万円を支払うことで和解する。
日本経済新聞 2010 年 5 月 13 日。
さらに、株主 1,760 名による損害賠償訴訟は、1,295 名の株主に 52 億円支払うことで、「和解」が成立する。和解を受け入れない株主 465 名は、東京高裁で訴訟を継続する。
日本経済新聞 2010 年 12 月 25 日。
日本生命、信託銀行 5 社による訴訟は最高裁が 98 億 8,000 の損害賠償を LDH に支払を命じている。
日本経済新聞 2012 年 3 月 14 日。
- 20) 『金融法務情報』N.1835(2008 年 5 月 25 日)「判例速報」。
- 21) 『判例時報』No.2007(平成 20 年 8 月 21 日号)
- 22) 金融庁は監査法人トーマツ(現在、有限責任監査法人トーマツ)に対して、会計監査を担当していた三社(株式会社エムティーシーアイ、株式会社ナナボシ及び株式会社サワコー・コーポレーション)の財務書類に不正が存在したことに「虚偽がない」と監査証明を行ったことの行政処分を行っている。平成 18 年 3 月 30 日、金融庁は、法人、監査関与公認会計士に「有価証券報告書にそれぞれ重大な虚偽があつ

たにもかかわらず、各関与社員が相当の注意を怠ったことにより、重大な虚偽のないものとして証明した」として戒告、業務停止1か月から3か月等を課している。

ナナボシの監査で日本公認会計士協会は、1名に戒告、2名に3か月の会員権停止処分を行っている。

- 23) 証券取引等監視委員会は、監査法人以外にも「取締役等」を「証券取引法違反（虚偽有価証券報告書提出）」大阪地検特捜部に告発している。

前拙稿「会計監査人交代企業の企業分析Ⅰ」,113-116頁。

- 24) 会社の取締役等の監視は「監査役」等の任務で在る。株主等は監査役等が取締役等の責任を追及することを求めることが可能で在る。しかし、監査役等が訴訟の対象となる場合、監査役等が行動を起こさない場合、株主が監査役等に代わり、取締役等を対象として提訴する。

- 25) IXI 管財人は、IXI 破綻に関連して、会計監査法人（新日本監査法人）を被告とする監査報酬等の支出1億2,800万円の損額賠償訴訟を大阪地裁に提訴している。

日本経済新聞2007年8月31日。

- 26) 管財人は、旧取締役に4億6,000万円の損害賠償訴訟が提訴する。

日本経済新聞2008年6月13日。

同社の取締役等は「証券取引法」違反で起訴されている。

日本経済新聞2008年6月19日（大阪版）。

- 27) 平成18年（2006年）11月、新日本監査法人はIXIに「存在が確認できない巨額な在庫」、さらに、12月、「簿外債務」等の存在を指摘している。

日本経済新聞2008年5月29日。

- 28) 同社は半導体装置の要素技術の研究開発・製品開発・製造・販売を主たる事業としている。

- 29) 「証券取引等監視委員会」は、同社代表取締役等を平成22年10月6日、有価証券届出書等の偽造、偽計に有価証券の募集を行ったとして、22日、さいたま地検に告発する。

2012年2月29日さいたま地裁は、「証券資本市場の根幹を揺るがす犯罪」として同社代表取締役、専務に対して、懲役3年の判決を下した。

日経新聞2012年3月31日。

- 30) 日本経済新聞2010年9月30日。

「エフオーアイ被害株主弁護団」『提訴提出に際して』（平成22年9月29日）、「第2次提訴：提訴提出に際して」（平成22年12月3日）。

- 31) 日本経済新聞2011年6月14日。

なお、同社の『破産管財人報告書』（第3回債権者集会平成23年12月24日）は、監査役3名に1億円、公認会計士4名に5億円が訴訟額としている。

- 32) 日本経済新聞2010年5月19日。

- 33) 同四半期報告書の未償還社債3億円は債務不履行となる。

- 34) 日本経済新聞2010年6月10日。

- 35) キャッシュは操作が困難で在る。しかし、ニイウスコー、オリンパスは、キャッシュフロー、キャッシュ残高をも操作、粉飾している。全社的な統一方向に向けて行動した場合、全ての事実を覆い隠すことも容易で在ることを示す。

- 36) 「証券取引等監視委員会」『告発の現場から⑩』（特別調査課）。

- 37) 循環取引を利用してメディア・リンクスは、売上高28億円から売上高165億円へ5.9倍（日本経済新聞

2004年11月23日)、加ト吉は、6年間で985億円の架空売上高を創造している(日本経済新聞2007年4月25日)。

38) 木村敏夫「会計監査人交代企業の企業分析Ⅱ－粉飾、存続、破綻会社の事例分析」『流通科学大学論集』(経済・経営情報編) Vol.19, No.2, 26-29頁。

39) 同社「社内調査委員会」『社内調査報告書』平成22年8月12日。

40) 日本経済新聞2004年12月4日。

循環取引等を用いた不正会計は、日本公認会計士協会も注意喚起(2004年12月)を行っているが、しかし、結果として、協会の注意喚起は同会計監査人には実を結ぶことはなかったことになる。

前拙稿「会計監査人交代会社の企業分析Ⅱ」, 13-34頁。

『参考文献』

AICPA, Reporting of National Commission, *Fraudulent Financial Reporting: 1987-1998*, AICPA, 1999 (鳥羽至英・八田進二共訳『不正な財務報告：結論と勧告』白桃書房1991年)。

Lev Baruch, Corporate Earnings: Facts and Fiction, *Journal of Economic Perspectives*, Vol.17, No.2, pp.27-50. Yasuyuki Fukchita, Robert E. Litan ed., *Financial Gatekeepers: Can They Protect Investors*, Nomura Institute of Capital Markets Research, Brookings Institution Press, 2006 (淵田康之、ロバート・ライタン編『ファイナンシャル・ゲートキーパー：投資家を守るのは誰か』東洋経済新報社, 2006年)

青竹正一『新会社法』(第3版) 信山社2010年。

相葉威雄『会社法の解明』中央経済社2010年。

加藤一昶「監査人の責任」JIACPジャーナル, No.435 (1991年10月), 64-66頁。

黒沼悦郎「ライブドア株主損害賠償請求訴訟東京地裁判決の検討」(上)(下)『商事法務』No.1871, 4-15頁, No.1872, 17-28頁。

志谷匡史「監査人の義務と責任－ナナボシ事件第一審判決」『監査役』No.545 (2008年8月25日), 56-64頁。

柴田英樹『粉飾の監査風土』プロGRESS 2007年。

高橋篤史『粉飾の論理』東洋経済新報社2008年。

種村大基『監査難民』講談社2007年。

徳谷昌勇『監査役 conditions』東洋経済新報社2009年。

鳥羽至英「ナナボシ粉飾決算訴訟判決の監査上の意義」『監査役』No.565, 38-61頁。

鳥羽至英「日本コッパース有限会社事件とそれが残したのも(一)(二)」『会計』第151(2) 38-50頁, 151(3) 63-76頁。

藤原俊雄「会計監査人の第三者に対する責任－株式会社キムラヤ事件東京地裁平成19年11月28日判決を中心に」『監査役』No.548 (2008年11月25日), 76-81頁。

浜田康『会計不正－会社の「常識」監査人の「論理」』日本経済新聞出版社2008年。

町田祥弘・松本祥尚編著『会計士監査制度の再構築』中央経済社2012年。

木村敏夫「ヤオハンジャパンの破綻-財務分析の事例研究」『流通科学大学論集』(経済・経営情報編) Vol.9, No.2, 85-109頁。

木村敏夫「会計監査人交代企業の企業分析(Ⅰ)－交代事由の事例研究－」『流通科学大学論集』(経済・経営情報編) Vol.19, No.1, 103-127頁。

木村敏夫「会計監査人交代企業の企業分析（Ⅱ）－粉飾、存続、破綻会社の事例研究－」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）Vol.19.No.2,13-34 頁。

木村敏夫「会計監査人異動会社の経営分析－経営事象の事例研究－」『流通科学大学論集』（経済・情報・政策編）Vol.20.No.2,91-115 頁。

参考資料

オリンパス『調査報告書』 2011年12月6日（第三者委員会）。

2012年1月7日（監査役等責任調査委員会）。

メルシャン『社内調査報告書』平成22年8月12日。

金融庁『公認会計士・監査審査会活動の状況』平成22年5月。

金融庁『公認会計士・監査審査会活動の状況』平成23年6月。